

○総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第二十七条の二、第二十七条の六第三項及び第三十九条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
(特定無線局の無線設備の規格) 第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。 「一 略」 二 電気通信業務を行うことを目的とする陸上移動局 〔1〕〔13〕 略 (14) 設備規則第四十九条の六の十二第一項（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準、同条第二項（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準又は設備規則第四十九条の六の十三第一項（第一号、第二号及び第四号に係る部分に限る。）に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの 〔15〕 略 (16) 及び (17) 削除 〔18〕 略 (19) 及び (20) 削除 〔21〕〔29〕 略 〔三〕七の三 略 七の四 ローカル5Gの無線局のうち陸上移動局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。） 〔1〕 略 (2) 設備規則第四十九条の六の十二第一項（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準又は同条第二項（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの 〔削除〕 〔削除〕 〔七の五〕九 略	(特定無線局の無線設備の規格) 第十五条の三 「同上」 「一 同上」 二 「同上」 〔1〕〔13〕 同上 (14) 設備規則第四十九条の六の十二第一項（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの 〔15〕 同上 (16) 削除 (17) 設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの 〔18〕 同上 (19) 削除 (20) 設備規則第四十九条の六の十三第一項（第一号、第二号及び第四号に係る部分に限る。）に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの 〔21〕〔29〕 同上 〔三〕七の三 同上 七の四 「同上」 〔1〕 同上 (2) 設備規則第四十九条の六の十二第一項（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの 〔3〕 削除 (4) 設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの 〔七の五〕九 同上

十 前条第二項第一号及び第一号の二に規定する基地局

- (1) 設備規則第四十九条の六の四第一項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの(2)並びに次号(1)及び(2)に掲げるものを除く。)
- (2) 設備規則第四十九条の六の四第一項及び第三項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの
- (3) 設備規則第四十九条の六の五第一項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの(4)並びに次号(3)及び(4)に掲げるものを除く。)
- (4) 設備規則第四十九条の六の五第一項及び第三項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの
- (5) 設備規則第四十九条の六の九第一項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの(6)並びに次号(5)及び(6)に掲げるものを除く。)
- (6) 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第三項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの
- (7) 設備規則第四十九条の六の十第一項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの(8)並びに次号(7)及び(8)に掲げるものを除く。)
- (8) 設備規則第四十九条の六の十第一項及び第五項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの
- (9) 設備規則第四十九条の六の十二第一項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの(10)並びに次号(9)及び(10)に掲げるものを除く。)
- (10) 設備規則第四十九条の六の十二第一項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)、第三項及び第七項に規定する技術基準のうち基地局(ローカル5Gの基地局を除く。)(11)に係るもの
- (11) 設備規則第四十九条の六の十二第二項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの(12)並びに次号(11)及び(12)に掲げるものを除く。)
- (12) 設備規則第四十九条の六の十二第二項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)、第五項及び第七項に規定する技術基準のうち基地局(ローカル5Gの基地局を除く。)(13)に係るもの
- (13) 設備規則第四十九条の六の十三に規定する技術基準のうち基地局に係るもの(14)並びに次号(13)及び(14)に掲げるものを除く。)
- (14) 設備規則第四十九条の六の十三第一項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)(15)及び第二項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの
- (15) 設備規則第四十九条の二十八に規定する技術基準のうち基地局に係るもの(16)並びに次号(15)及び(16)に掲げるものを除く。)
- (16) 設備規則第四十九条の二十八第一項、第二項、第五項及び第七項に規定する技術基準の

十 「同上」

- (1) 設備規則第四十九条の六の四第一項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの(次号(1)及び(2)に掲げるものを除く。)
- 〔新設〕
- (2) 設備規則第四十九条の六の五第一項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの(次号(3)及び(4)に掲げるものを除く。)
- 〔新設〕
- (3) 設備規則第四十九条の六の九第一項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの(次号(5)及び(6)に掲げるものを除く。)
- 〔新設〕
- (4) 設備規則第四十九条の六の十第一項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの(次号(7)及び(8)に掲げるものを除く。)
- 〔新設〕
- (5) 設備規則第四十九条の六の十二第一項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの(次号(9)及び(10)に掲げるものを除く。)
- 〔新設〕
- (6) 設備規則第四十九条の六の十二第二項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの(次号(11)及び(12)に掲げるものを除く。)
- 〔新設〕
- (7) 設備規則第四十九条の六の十三に規定する技術基準のうち基地局に係るもの(次号(13)及び(14)に掲げるものを除く。)
- 〔新設〕
- (8) 設備規則第四十九条の二十八に規定する技術基準のうち基地局に係るもの(次号(15)及び(16)に掲げるものを除く。)
- 〔新設〕

	うち基地局に係るもの (17) 設備規則第四十九条の二十九に規定する技術基準のうち基地局に係るもの(18並びに次号17及び18に掲げるものを除く。) (18) 設備規則第四十九条の二十九第一項、第二項、第五項及び第八項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの (19) 設備規則第四十九条の二十九の二に規定する技術基準のうち基地局に係るもの(20並びに次号19及び20に掲げるものを除く。) (20) 設備規則第四十九条の二十九の二第一項、第七項及び第九項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの 十一 前条第二項第二号に規定する基地局 〔1〕(8) 略 (9) 設備規則第四十九条の六の十二第一項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)、第三項及び第七項に規定する技術基準のうち基地局(ローカル5Gの基地局を除く。)に係るもの (10) 設備規則第四十九条の六の十二第二項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)、第四項及び第七項に規定する技術基準のうち基地局(ローカル5Gの基地局を除く。)に係るもの (11) 設備規則第四十九条の六の十二第二項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)、第五項及び第七項に規定する技術基準のうち基地局(ローカル5Gの基地局を除く。)に係るもの (12) 設備規則第四十九条の六の十二第二項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)、第六項及び第七項に規定する技術基準のうち基地局(ローカル5Gの基地局を除く。)に係るもの 〔13〕(18) 略 (19) 設備規則第四十九条の二十九の二第一項、第七項及び第九項に規定する技術基準 (20) 設備規則第四十九条の二十九の二第二項、第八項及び第九項に規定する技術基準 〔十二〕略 (簡易な操作) 第三十三条 法第三十九条第一項本文の総務省令で定める簡易な操作は、次のとおりとする。ただし、第三十四条の二各号に掲げる無線設備の操作を除く。 〔一〕五 略 六 次に掲げる無線局(適合表示無線設備のみを使用するものに限る。)の無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作 (1) 基地局(設備規則第四十九条の六の四第一項及び第三項に規定する技術基準、第四十九
	(9) 設備規則第四十九条の二十九に規定する技術基準のうち基地局に係るもの(次号17及び18に掲げるものを除く。) 〔新設〕 (10) 設備規則第四十九条の二十九の二に規定する技術基準のうち基地局に係るもの(次号19及び20に掲げるものを除く。) 〔新設〕 十一 〔同上〕 〔1〕(8) 同上 (9) 設備規則第四十九条の六の十二第一項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)、及び第三項に規定する技術基準のうち基地局(ローカル5Gの基地局を除く。)に係るもの (10) 設備規則第四十九条の六の十二第二項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)、及び第四項に規定する技術基準のうち基地局(ローカル5Gの基地局を除く。)に係るもの (11) 設備規則第四十九条の六の十二第二項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)、及び第五項に規定する技術基準のうち基地局(ローカル5Gの基地局を除く。)に係るもの (12) 設備規則第四十九条の六の十二第二項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)、及び第六項に規定する技術基準のうち基地局(ローカル5Gの基地局を除く。)に係るもの 〔13〕(18) 同上 (19) 設備規則第四十九条の二十九の二第一項及び第七項に規定する技術基準 (20) 設備規則第四十九条の二十九の二第二項及び第八項に規定する技術基準 〔十二〕同上 (簡易な操作) 第三十三条 〔同上〕 〔一〕五 同上 六 〔同上〕 (1) 基地局(第十五条の二第二項第二号に規定するものであつて、設備規則第四十九条の六

条の六の五第一項及び第三項に規定する技術基準、第四十九条の六の九第一項及び第三項に規定する技術基準、第四十九条の六の十第一項及び第五項に規定する技術基準、第四十九条の六の十二第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第三項及び第七項に規定する技術基準、同条第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第五項及び第七項に規定する技術基準、第四十九条の六の十三第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第二項に規定する技術基準、第四十九条の二十八第一項、第二項、第五項及び第七項に規定する技術基準、第四十九条の二十九第一項、第二項、第五項及び第八項に規定する技術基準又は第四十九条の二十九の二第二項、第七項及び第九項に規定する技術基準に適合する無線設備を使用するものに限る。以下「フェムトセル基地局」という。）

〔2〕～〔6〕 略

〔七〕～〔八〕 略

別表第五号の十 監視制御機能・保守運用体制確認申請書の様式（第43条の6第2項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

長	監視制御機能・保守運用体制確認申請書		年	月	日
(何)	総合通信局長 殿（注1）	申請者（注2）	郵便番号	住 所	
			氏名又は名称	氏名又は名称	
			法人番号	代表者氏名	
		申請の内容に関する連絡先	所属、氏名（フリガナ）		
			電話番号		
			電子メールアドレス		
	電波法施行規則第43条の6の規定に基づき、下記のとおり無線局運用規則 第137条の2第1項の2第2項において準用する同条第1項（注3）に規定する監視制御機能及び保守運用体制に係る対策を講じていることについて確認を求めます。				
辺	1 対象の無線局（注4）	記			
	2 〔略〕				
	短	辺	（日本産業規格A列4番）		
〔注1～3 略〕					
4	運用規則第137条の2第1項又は第2項に規定する基地局又は高高度基地局のうち対象				

の四第一項及び第三項、第四十九条の六の五第一項及び第三項、第四十九条の六の九第一項及び第三項、第四十九条の六の十第一項及び第五項、第四十九条の六の十二第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第三項及び第五項、第四十九条の二十八第一項、第二項、第五項及び第七項、第四十九条の二十九第一項、第二項、第五項及び第七項又は第四十九条の二十九の二第二項、第二項、第六項及び第八項に規定する技術基準に適合する無線設備を使用するものに限る。以下「フェムトセル基地局」という。）

〔2〕～〔6〕 同十

〔七〕～〔八〕 同十

別表第五号の十 〔同左〕

長	監視制御機能・保守運用体制確認申請書		年	月	日
(何)	総合通信局長 殿（注1）	申請者（注2）	郵便番号	住 所	
			氏名又は名称	氏名又は名称	
			法人番号	代表者氏名	
		申請の内容に関する連絡先	所属、氏名（フリガナ）		
			電話番号		
			電子メールアドレス		
	電波法施行規則第43条の6の規定に基づき、下記のとおり無線局運用規則 第137条の2第1項の2第2項において準用する同条第1項（注3）に規定する監視制御機能及び保守運用体制に係る対策を講じていることについて確認を求めます。				
辺	1 対象の基地局（注4）	記			
	2 〔同左〕				
	短	辺	（日本産業規格A列4番）		
〔注1～3 同左〕					
4	運用規則第137条の2第1項又は第2項に規定する基地局のうち対象となる基地局を				

となる無線局を「令和○年度に定期検査の指定を受けた無線設備規則第3条第4号の5に規定する通信を行う基地局」のように記載すること。 [5～8 略]	「令和○年度に定期検査の指定を受けた無線設備規則第3条第4号の5に規定する通信を行う基地局」のように記載すること。 [5～8 同左]
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（無線局免許手続規則の一部改正）

第二条 無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(特定無線局の開設の届出) 第二十四条の二 法第二十七条の六第三項前段の総務省令で定める事項は、次の事項（施行規則第十五条の二第二項第一号若しくは第一号の二に掲げる特定無線局（施行規則第十五条の三第十号(1)(3)(5)(7)(9)(11)(13)(15)(17及び(19)に掲げる特定無線局の無線設備の規格に適合する無線設備を使用するものに限る。）又は第二号に掲げる特定無線局にあつては、第三号に掲げる事項を除く。）とする。 〔一〇六 略〕 2 法第二十七条の六第三項前段の規定による届出及び同項後段の規定による変更の届出は、別表第三号の五（施行規則第十五条の二第二項第一号若しくは第一号の二に掲げる特定無線局（施行規則第十五条の三第十号(1)(3)(5)(7)(9)(11)(13)(15)(17及び(19)に掲げる特定無線局の無線設備の規格に適合する無線設備を使用するものに限る。）又は第二号に掲げる特定無線局にあつては、別表第三号の六）の様式により行うものとする。 〔3 略〕 (特定無線局の廃止の届出) 第二十四条の四 法第二十七条の六第三項後段の規定による特定無線局の廃止の届出は、次に掲げる事項（施行規則第十五条の二第二項第一号若しくは第一号の二に掲げる特定無線局（施行規則第十五条の三第十号(1)(3)(5)(7)(9)(11)(13)(15)(17及び(19)に掲げる特定無線局の無線設備の規格に適合する無線設備を使用するものに限る。）又は第二号に掲げる特定無線局にあつては、第二十四条の二第一項第一号、第二号及び第六号に掲げる事項並びに第四号及び第五号に掲げる事項）を記載した届出書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。 〔一〇五 略〕 〔2 略〕 第二十四条の五 法第二十七条の六第三項の規定による届出（施行規則第十五条の二第二項第一号若しくは第一号の二に掲げる特定無線局（施行規則第十五条の三第十号(1)(3)(5)(7)(9)(11)(13)(15)(17及び(19)に掲げる特定無線局の無線設備の規格に適合する無線設備を使用するものに限る。）又は第二号に掲げる特定無線局に係るものを除く。次項において同じ。）は、当該届出に係る届出書の写し一通を添えて行わなければならない。ただし、総務大臣又は総合通信局長が写しの提出を要しないこととしたときは、この限りでない。 〔2 略〕 別表第二号の四 特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第20条の6、第20条の9、第25条の2関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによるこ	(特定無線局の開設の届出) 第二十四条の二 法第二十七条の六第三項前段の総務省令で定める事項は、次の事項（施行規則第十五条の二第二項第二号に掲げる特定無線局にあつては、第三号に掲げる事項を除く。）とする。 〔一〇六 同上〕 2 法第二十七条の六第三項前段の規定による届出及び同項後段の規定による変更の届出は、別表第三号の五（施行規則第十五条の二第二項第二号に掲げる特定無線局にあつては、別表第三号の六）の様式により行うものとする。 〔3 同上〕 (特定無線局の廃止の届出) 第二十四条の四 法第二十七条の六第三項後段の規定による特定無線局の廃止の届出は、次に掲げる事項（施行規則第十五条の二第二項第二号に掲げる特定無線局にあつては、第二十四条の二第一項第一号、第二号及び第六号に掲げる事項並びに第四号及び第五号に掲げる事項）を記載した届出書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。 〔一〇五 同上〕 〔2 同上〕 第二十四条の五 法第二十七条の六第三項の規定による届出（施行規則第十五条の二第二項第二号に掲げる特定無線局に係るものを除く。次項において同じ。）は、当該届出に係る届出書の写し一通を添えて行わなければならない。ただし、総務大臣又は総合通信局長が写しの提出を要しないこととしたときは、この限りでない。 〔2 同上〕 別表第二号の四 〔同左〕

とができる。) 〔様式略〕 〔注 1 ～ 16 略〕 17 16の欄は、次によること。 〔(1)～(4) 略〕	〔様式同左〕 〔注 1 ～ 16 同左〕 17 〔同左〕 〔(1)～(4) 同左〕
(5) 特定無線局 (施行規則第15条の2第2項第1号、第1号の2、第3号及び第3号の2に掲げるもの (第1号又は第1号の2に掲げるものにあつては、<u>施行規則第15条の3第10号(1)、(3)、(5)、(7)、(9)、(11)、(13)、(15)、(17)及び(19)に掲げる特定無線局の無線設備の規格に適合する無線設備を使用するものを除く。</u>)に限る。) に係る申請の場合は、無線回線を制御する主たる場所の建物の名称及び住所を記載すること。 〔(6)～(11) 略〕	(5) 特定無線局 (施行規則第15条の2第2項第1号及び第3号に掲げる無線局に係るものに限る。) に係る申請の場合は、無線回線を制御する主たる場所の建物の名称及び住所を記載すること。 〔(6)～(11) 同左〕
別表第三号の五 包括免許 (施行規則第15条の2第2項第1号、第1号の2、第3号、第3号の2及び第4号に掲げる無線局 (第1号又は第1号の2に掲げるものにあつては、<u>施行規則第15条の3第10号(1)、(3)、(5)、(7)、(9)、(11)、(13)、(15)、(17)及び(19)に掲げる特定無線局の無線設備の規格に適合する無線設備を使用するものを除く。</u>)に限る。以下この別表において同じ。) に係る特定無線局の開設又は変更届出書の様式 (第24条の2第2項関係) (総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。) 〔様式略〕 〔注 1 ～ 6 略〕	別表第三号の五 包括免許 (施行規則第15条の2第2項第1号、第1号の2、第3号、第3号の2及び第4号に掲げる無線局に係るものに限る。以下この別表において同じ。) に係る特定無線局の開設又は変更届出書の様式 (第24条の2第2項関係) (総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。) 〔様式同左〕 〔注 1 ～ 6 同左〕
別表第三号の六 包括免許 (施行規則第15条の2第2項第1号及び第1号の2に掲げる無線局 (施行規則第15条の3第10号(1)、(3)、(5)、(7)、(9)、(11)、(13)、(15)、(17)及び(19)に掲げる特定無線局の無線設備の規格に適合する無線設備を使用するものに限る。) 並びに第2号に掲げる無線局に限る。以下この別表において同じ。) に係る特定無線局の開設又は変更届出書の様式 (第24条の2第2項関係) (総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。) 〔様式略〕 〔注 1 ～ 5 略〕	別表第三号の六 包括免許 (施行規則第15条の2第2項第2号に掲げる無線局に係るものに限る。以下この別表において同じ。) に係る特定無線局の開設又は変更届出書の様式 (第24条の2第2項関係) (総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。) 〔様式同左〕 〔注 1 ～ 5 同左〕
別表第七号の二 特定無線局の廃止届出書の様式 (第24条の4第2項関係) (総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。) 〔様式略〕 〔注 1 ・ 2 略〕 3 2の欄は、次によること。 〔(1) 略〕 (2) ②の欄は、<u>施行規則第15条の2第2項第1号、第1号の2、第3号又は第3号の2</u>	別表第七号の二 〔同左〕 〔様式同左〕 〔注 1 ・ 2 同左〕 3 〔同左〕 〔(1) 同左〕 (2) ②の欄は、<u>施行規則第15条の2第2項第1号又は第3号に規定する無線局の場合に</u>

に掲げるもの（第1号又は第1号の2に掲げるものにあつては、<u>施行規則第15条の3第10号(1)、(3)、(5)、(7)、(9)、(11)、(13)、(15)、(17)及び(19)</u>に掲げる特定無線局の無線設備の規格に適合する無線設備を使用するものを除く。）の場合に限り、特定無線局の番号を記載すること。 〔3〕 略〕 (4) ④の欄は、<u>施行規則第15条の2第2項第1号若しくは第1号の2に規定する無線局（施行規則第15条の3第10号(1)、(3)、(5)、(7)、(9)、(11)、(13)、(15)、(17)及び(19)に掲げる特定無線局の無線設備の規格に適合する無線設備を使用するものに限る。）又は第2号に規定する無線局の場合に限り、無線設備の工事設計の内容のうち適合表示無線設備の番号及び無線設備の製造番号を記載すること。</u> 〔5〕 略〕 〔4 略〕	限り、特定無線局の番号を記載すること。 〔3〕 同左〕 (4) ④の欄は、<u>施行規則第15条の2第2項第2号に規定する無線局の場合に限り、無線設備の工事設計の内容のうち適合表示無線設備の番号及び無線設備の製造番号を記載すること。</u> 〔5〕 同左〕 〔4 同左〕
備考 表中の「」の記号は加記される。	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省告示第 号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第三十条の二第二項第六号の規定に基づき、平成十五年総務省告示第三百四十四号（外国の無線局等の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
〔一 略〕 二 次の各号に掲げる無線設備の規格に係る特定無線局の包括免許人が法第百三条の六第一項の規定に基づき本邦内において運用しようとする同項第一号の無線局の無線設備が当該各号に定める技術基準に相当する技術基準に適合するとの事実は、当該無線設備が当該各号に定める技術基準に相当する国際電気通信連合無線通信部門の勧告又はThird Generation Partnership Projectの技術仕様書に定める技術基準に準拠した外国の法令に適合することについて当該外国の法令により確認されているもの（本邦内の他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるものに限る。）であることとする。 〔1～6 略〕 7 施行規則第十五条の三第二号14に掲げる規格 設備規則第四十九条の六の十二第一項（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準、同条第二項（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準又は設備規則第四十九条の六の十三第一項（第一号、第二号及び第四号に係る部分に限る。）に規定する技術基準 〔削る〕 〔削る〕 8 8 14 〔略〕 15 施行規則第十五条の三第七号の四2に掲げる規格 設備規則第四十九条の六の十二第一項（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準又は同条第二項（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準 〔三 略〕	〔一 同上〕 二 同上 〔1～6 同上〕 7 施行規則第十五条の三第二号14及び第七号の四2に掲げる規格 設備規則第四十九条の六の十二第一項（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準 〔1～6 同上〕 8 施行規則第十五条の三第二号17及び第七号の四4に掲げる規格 設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準 9 施行規則第十五条の三第二号20に掲げる規格 設備規則第四十九条の六の十三第一項（第一号、第二号及び第四号に係る部分に限る。）に規定する技術基準 10 10 16 〔新設〕 〔同上〕 〔三 同上〕
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

○総務省告示第 号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）を実施するため、平成三十年総務省告示第三百五十六号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

無線設備			無線設備		
無線設備の規格コード			無線設備の規格コード		
項目		コード	項目		コード
[略]		[略]	[同左]		[同左]
設備規則第49条の6の12第1項（第1号、第2号及び第5号に係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備又は同条第2項（第1号、第2号及び第5号に係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつてシグナルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う無線局の無線設備		N R R C	設備規則第49条の6の12第1項（第1号、第2号及び第5号に係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつてシグナルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備		T D N I R C
設備規則第49条の6の12第1項（第1号、第2号及び第5号に係る部分に限る。）及び第7項又は同条第2項（第1号、第2号及び第5号に係る部分に限る。）及び第7項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、ローカル5Gの無線局の無線設備		L 5 G R C	設備規則第49条の6の12第1項（第1号、第2号及び第5号に係る部分に限る。）及び第7項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、ローカル5Gの無線局の無線設備		L 5 G I R C
設備規則第49条の6の12第2項（第1号、第2号及び第4号に係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつてシグナルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う無線局の無線設備		T D N R 2 R	設備規則第49条の6の12第2項（第1号、第2号及び第4号に係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつてシグナルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う無線局の無線設備		T D N R 2 R
設備規則第49条の6の12第2項（第1号、第2号及び第5号に係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつてシグナルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う無線局の無線設備		T D N R 2 R	設備規則第49条の6の12第2項（第1号、第2号及び第5号に係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつてシグナルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う無線局の無線設備		T D N 2 R C
設備規則第49条の6の12第2項（第1号、第2号及び第5号に係る部分に限る。）及び第7項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、ローカル5Gの無線局の無線設備		L 5 G 2 R C	設備規則第49条の6の12第2項（第1号、第2号及び第5号に係る部分に限る。）及び第7項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、ローカル5Gの無線局の無線設備		L 5 G 2 R C
設備規則第49条の6の13第1項（第1号、第2号及び第4号に係る部分に限る。）		F D N R R C	設備規則第49条の6の13第1項（第1号、第2号及び第4号に係る部分に限る。）		F D N R R C

[略] [略]	部分に限る。)に規定する陸上移動局の無線設備 [同左] [同左]
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

（経過措置）

- 1 この告示による改正後の平成三十年総務省告示第三百五十六号別表第二十三号の規定は、この告示の施行日以後に免許の申請が行われた無線局の無線設備について適用する。
- 2 令和九年三月三十一日までに免許の申請が行われた無線局の無線設備の規格コードについては、この告示による改正後の平成三十年総務省告示第三百五十六号別表第二十三号の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

○総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十五条の二第二項第一号の二及び第三号の二の規定に基づき、令和七年総務省告示第三百十号（電波法施行規則第十五条の二第二項第一号の二及び第三号の二の表の下欄に規定する二、三〇〇MHzを超え二、四〇〇MHz以下の周波数の電波を使用する公共業務用無線局及び三、四〇〇MHzを超え四、二〇〇MHz以下の周波数の電波を受信する宇宙無線通信を行う無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある地域を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

給 出 総

一 電波法施行規則（以下「施行規則」という。）第十五条の二第二項第一号の二の表二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下の項の下欄に規定する二、三〇〇MHzを超え二、四〇〇MHz以下の周波数の電波を使用する公共業務用無線局（移動しないものに限る。）及び同表三、四〇〇MHzを超え四、一〇〇MHz以下の項の下欄に規定する三、四〇〇MHzを超え四、二〇〇MHz以下の周波数の電波を受信する宇宙無線通信を行う無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある地域は、別表第一の左欄に掲げる周波数に及び、それぞれ同表の右欄に掲げる地域とする。

二 〔略〕

別表第一

周波数	地域
2, 330MHzを超え2, 370MHz以下	〔略〕
3, 400MHzを超え3, 600MHz以下	〔略〕
3, 600MHzを超え4, 100MHz以下	福島県（いわき市、白河市、田村市、岩瀬郡天栄村、西白河郡西郷村、東白川郡棚倉町、東白川郡矢祭町、東白川郡塙町、東白川郡鮫川村、石川郡石川町、石川郡浅川町、石川郡古殿町及び双葉郡川内村に限る。）、茨城県、栃木県、群馬県（前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、北群馬郡榛東村、北群馬郡吉岡町、多野郡上野村、多野郡神流町、甘楽郡下仁田町、甘楽郡甘楽町、利根郡片品村、利根郡川場村、利根郡昭和村、佐波郡玉村町、邑楽郡板倉町、邑楽郡明和町、邑楽郡千代田町、邑楽郡大泉町及び邑楽郡邑楽町に限る。）、埼玉県、千葉県（千葉市、銚子市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、柏市、勝浦市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡神崎町、香取郡多古町、香取郡東庄町、山武郡九十九里町、山武郡芝山町、山武郡横芝光町、長生郡一宮町、長生郡睦沢町、長

給 出 種

一 〔同左〕

二 〔同左〕

別表第一

周波数	都道府県
2, 330MHzを超え2, 370MHz以下	〔同左〕
3, 400MHzを超え3, 600MHz以下	〔同左〕
3, 600MHzを超え4, 100MHz以下	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、長野県、広島県、島根県、山口県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県及び沖縄県

生郡長生村、長生郡白子町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町、夷隅郡御宿町及び安房郡堀南町に限る。）、東京都（文京区、台東区、墨田区、江東区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、町田市、小平市、日野市、東村山市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西多摩郡瑞穂町、西多摩郡檜原村、西多摩郡奥多摩町及び小笠原村に限る。）、神奈川県（川崎市多摩区、相模原市緑区、秦野市、足柄上郡山北町及び愛甲郡清川村に限る。）、長野県（松本市、上田市、伊那市、茅野市、佐久市、南佐久郡小海町、南佐久郡川上村、南佐久郡南牧村、南佐久郡佐久穂町、北佐久郡壱井沢町、北佐久郡御代田町、北佐久郡立科町及び小県郡長和町に限る。）、島根県（浜田市、益田市、江津市、邑智郡邑南町、鹿足郡津和野町及び鹿足郡吉賀町に限る。）、広島県（広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町、山県郡安芸太田町、山県郡北広島町、豊田郡大崎上島町及び世羅郡世羅町に限る。）、山口県、愛媛県（松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、西条市、大洲市、伊予市、西予市、東温市、越智郡上島町、上浮穴郡久万高原町、伊予郡松前町、伊予郡砥部町、喜多郡内子町、西宇和郡伊方町、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町及び南宇和郡愛南町に限る。）、福岡県、佐賀県（佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、小城市、神埼市、神埼郡吉野ヶ里町、三養基郡基山町、三養基郡上峰町、三養基郡みやき町、杵島郡大町町、杵島郡江北町、杵島郡白石町及び藤津郡太良町に限る。）、長崎県（島原市、諫早市、壱岐市及び東彼杵郡波佐見町に限る。）、熊本県（熊本市、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、玉名郡玉東町、玉名郡南関町、玉名郡長洲町、

玉名郡和水町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡南小国町、阿蘇郡小国町、阿蘇郡高森町、阿蘇郡西原村、阿蘇郡南阿蘇村、上益城郡嘉島町及び上益城郡益城町に限る。)、大分県、鹿児島県(西之表市、熊毛郡中種子町及び熊毛郡南種子町に限る。))及び沖縄県(那覇市、宜野湾市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、南城市、国頭郡国頭村、国頭郡大宜味村、国頭郡東村、国頭郡今帰仁村、国頭郡本部町、国頭郡恩納村、国頭郡宜野座村、国頭郡金武町、国頭郡伊江村、中頭郡読谷村、中頭郡嘉手納町、中頭郡北谷町、中頭郡北中城村、中頭郡中城村、中頭郡西原町、島尻郡与那原町、島尻郡南風原町、島尻郡渡嘉敷村、島尻郡座間味村、島尻郡粟国村、島尻郡渡名喜村、島尻郡久米島町及び島尻郡八重瀬町に限る。))	
[別表第二 略]	[別表第二 同左]
備考 表中の「」の記号は注記による。	

○ 総務省訓令第 号
電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののよう改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
別紙 2（第 5 条関係）無線局の目的別審査基準 〔第 1 略〕 第 2 陸上関係 1 電気通信業務用 〔(1)～(15) 略〕 (16) 携帯無線通信を行う無線局等（26. 8GHzを超え27. 0GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。） 〔ア～オ 略〕 カ 無線設備の設置場所等 （ア） 基地局及び陸上移動中継局の設置場所 〔A～C 略〕 D <u>フェムトセル基地局（施行規則第15条の 2 第 2 項第 1 号及び第 1 号の 2 に掲げるものを除く。）又は特定陸上移動中継局については、無線設備の全部又は一部（空中線を含む部分に限る。）の設置場所が屋内であること。</u> 〔E・F 略〕 〔(イ)～(エ) 略〕 〔キ～ケ 略〕 コ 空中線電力の指定 空中線電力の指定については、次のとおりであること。 （ア） 基地局及び高高度基地局 <u>電波の型式及び周波数ごとに空中線電力を指定するほか、次の A 及び B の規定に基づき指定する。</u> <u>A 基地局又は高高度基地局の空中線電力は、基地局又は高高度基地局が 1 のみの無線設備（送信機の製造番号を同じくするものごとに 1 の無線設備とし、2 以上の無線設備が空中線を同じくする場合その他一体となって機能する場合は、これを 1 の無線設備とみなす。以下このコにおいて同じ。）を有する場合にはその無線設備の空中線電力、2 以上の無線設備を有する場合にはそれらの無線設備の空中線電力のうち最大のものとする。</u> <u>B 無線設備ごとの空中線電力は、LTE 方式又はLTE—TDD 方式の基地局の無線設備に</u>	別紙 2 〔同左〕 〔第 1 同左〕 第 2 〔同左〕 1 〔同左〕 〔(1)～(15) 同左〕 (16) 〔同左〕 〔ア～オ 同左〕 カ 〔同左〕 （ア） 〔同左〕 〔A～C 同左〕 D <u>フェムトセル基地局又は特定陸上移動中継局については、無線設備の全部又は一部（空中線を含む部分に限る。）の設置場所が屋内であること。ただし、特定陸上移動中継局であって、空中線電力が40mW以下のものは、無線設備の全部又は一部の設置場所を屋外とすることができる。</u> 〔E・F 同左〕 〔(イ)～(エ) 同左〕 〔キ～ケ 同左〕 コ 〔同左〕 〔同左〕 （ア） 〔同左〕 <u>1 波当たりの空中線電力（625k—MC方式のもの（隣接する 1 を超え16以下の搬送波により構成されるものに限る。）にあつては、当該搬送波の空中線電力の総和の値とする。）を指定する。ただし、送信ダイバーシチ、空間分割多重方式又は空間多重方式を用いる無線設備（DS—CDMA 方式、LTE 方式、LTE—TDD 方式、5G NR—TDD 方式又は 5G NR—FDD 方式の無線局の無線設備であつて、送信ダイバーシチ又は空間多重方式を用いるものを除く。）であつて、複数の増幅部を有し、これらが一体となって機能する場合は、次のとおり指定する。</u> <u>A 全ての増幅部が常に動作するものにあつては、各々の増幅部の定格出力の総和の値（各々の増幅部の出力の総和を一定以下に制御する機能を有する場合には、当該機能により使用することができる空中線電力の最大の値）を指定する。</u> <u>B 実装されている増幅部のうち、一部の増幅部が動作するものにあつては、当該増</u>

あつては各空中線端子における値のうち最大のもの、5 GNR—TDD方式又は5 GNR—FDD方式の基地局の無線設備にあつては各空中線端子における値の総和とする。

(イ) 陸上移動中継局

基地局又は高高度基地局と通信を行うもの及び陸上移動局と通信を行うもののそれぞれについて空中線電力を指定するほか、(ア)の規定は、陸上移動中継局について準用する。この場合において、(ア)中「基地局又は高高度基地局」とあるのは、「陸上移動中継局」と読み替えるものとする。

(ウ) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）

基地局又は高高度基地局と通信を行うもの及び陸上移動局と通信を行うもののそれぞれについて送信に際して使用できる最大の値とする。

(エ) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）

送信に際して使用できる最大の値とする。

[サ 略]

シ 他の無線局との干渉調整等

[(ア)～(ス) 略]

(セ) 2,110MHzを超え2,170MHz以下の周波数の電波を使用する高高度基地局にあつては、2,025MHzを超え2,110MHz以下及び2,200MHzを超え2,290MHz以下の周波数の電波を使用する宇宙運用業務、地球探査衛星業務、宇宙研究業務又は移動業務を行う無線局（ロケット運用を行うものに限る。）に関し、当該無線局の運用機関における必要な離隔距離の確保その他の有害な混信を生じさせないための措置を講じるとともに、当該高高度基地局の設置場所及び干渉調整範囲において干渉調整が実施されている旨が確認できること。

[(ソ)～(ツ) 略]

[ス～タ 略]

[別表⁽¹⁶⁾—1・別表⁽¹⁶⁾—2 略]

[⁽¹⁷⁾・⁽¹⁸⁾ 略]

⁽¹⁹⁾ 地域広帯域移動無線アクセスシステムの無線局

ア 用語の意義

[(ア)～(テ) 略]

(ト) 「単純反射板」とは、無給電中継装置であつて、電波を増幅又は集約せず、反射により伝搬方向を変化させる装置をいう。

[イ～ク 略]

ケ 空中線電力の指定

空中線電力の指定については、次のとおりであること。

幅部の定格出力の総和の値（動作する増幅部の組合せが複数ある場合には、当該組合せによる定格出力のうち最大の値）を指定する。

(イ) 陸上移動中継局及び陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）

増幅器の1波当たりの定格出力を指定する。ただし、CDMA高速データ携帯無線通信方式のものであつて、隣接する2又は3の搬送波を送信するもののうち、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）から基地局又は高高度基地局への送信を中継する場合において、隣接する2の搬送波を送信するものにあつては2波当たりの定格出力を、隣接する3の搬送波を送信するものにあつては3波当たりの定格出力を併せて指定する。

[新設]

(ウ) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）

送信に際して使用できる最大の値とする。

[サ 同左]

シ [同左]

[(ア)～(ス) 同左]

(セ) 2,110MHzを超え2,170MHz以下の周波数の電波を使用する高高度基地局にあつては、2,025MHzを超え2,110MHz以下及び2,200MHzを超え2,290MHz以下の周波数の電波を使用する宇宙運用業務を行う無線局（ロケット運用を行うものに限る。）に関し、当該無線局の運用機関における必要な離隔距離の確保その他の有害な混信を生じさせないための措置を講じるとともに、当該高高度基地局の設置場所及び干渉調整範囲において干渉調整が実施されている旨が確認できること。

[(ソ)～(ツ) 同左]

[ス～タ 同左]

[別表⁽¹⁶⁾—1・別表⁽¹⁶⁾—2 同左]

[⁽¹⁷⁾・⁽¹⁸⁾ 同左]

⁽¹⁹⁾ [同左]

ア [同左]

[(ア)～(テ) 同左]

(ト) 「単純反射板」は、無給電中継装置であつて、電波を増幅又は集約せず、反射により伝搬方向を変化させる装置のことをいう。

[イ～ク 同左]

ケ 空中線電力の指定

空中線電力の指定については、次のとおり指定する。

(ア) 基地局

電波の型式及び周波数ごとに空中線電力を指定するほか、次のAからCまでの規定に基づき指定する。

A 基地局の空中線電力は、基地局が1のみの無線設備（送信機の製造番号を同じくするものごとに1の無線設備とし、2以上の無線設備が空中線を同じくする場合その他一体となって機能する場合は、これを1の無線設備とみなす。以下このケにおいて同じ。）を有する場合にはその無線設備の空中線電力、2以上の無線設備を有する場合にはそれらの無線設備の空中線電力のうち最大のものとする。

B 無線設備ごとの空中線電力は、各空中線端子における値の総和とする。

C 20W（20MHzシステムのものにあつては、40W）以下の値とする。

〔イ〕 略〕

(ウ) 陸上移動中継局

空中線電力の最大の値を指定することとし、陸上移動局と通信を行うものにあつては、(ア)の規定を準用する。この場合において、(ア)中「基地局」とあるのは、「陸上移動中継局」と読み替えるものとする。基地局と通信を行うものにあつては、(イ)の規定による値とする。

〔コ 略〕

サ 混信等の防止

(ア) 送受信同期等

〔A 略〕

B 設備規則第49条の29又は第49条の29の2に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局は次のとおりであること。

(A) 2577.5MHz、2577.8MHz、2579.5MHz又は2579.8MHzの周波数の電波を使用する5MHzシステムの無線局及び2580MHz又は2580.3MHzの周波数の電波を使用する10MHzシステムの無線局

下隣接周波数帯を使用する無線局と同期していること。

(ア) 基地局

1波当たりの空中線電力（設備規則第49条の28又は第49条の29に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局に限り、セクターアンテナを使用する場合にあつては、セクターアンテナごとの空中線電力の最大の値）を指定することとし、送信ダイバーシチ又は空間多重技術を用いる無線設備であつて、複数の増幅部を有し、これらが一体となって機能するものは、次のとおり指定する。この場合において、設備規則第49条の28又は第49条の29に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局にあつては、1波当たりの空中線電力は20W（20MHzシステムのものにあつては、40W）以下、第49条の29の2に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局にあつては、送信装置当たりの空中線電力は20W（20MHzシステムのものにあつては、40W）以下、1波当たりの空中線電力は60W（20MHzシステムのものにあつては120W）以下の値とする。

A 全ての増幅部が常に動作するものにあつては、各増幅部の定格出力の総和の値（各増幅部の出力の総和を一定以下に制御する機能を有する場合にあつては、当該機能により使用することができる空中線電力の最大の値）を指定する。

B 実装されている増幅部のうち、一部の増幅部が動作するものにあつては、当該増幅部の定格出力の総和の値（動作する増幅部の組合せが複数ある場合にあつては、当該組合せによる定格出力のうち最大の値）を指定する。

〔新設〕

〔(イ) 同左〕

(ウ) 陸上移動中継局

空中線電力の最大の値を指定することとし、基地局への送信空中線にあつては(イ)の規定による値、陸上移動局への送信空中線にあつては(ア)の規定による値とする。

〔コ 同左〕

サ 〔同左〕

(ア) 〔同左〕

〔A 同左〕

B 〔同左〕

(A) 2577.5MHz、2577.8MHz、2579.5MHz又は2579.8MHzの周波数の電波を使用する5MHzシステムの無線局及び2580MHz又は2580.3MHzの周波数の電波を使用する10MHzシステムの無線局

下隣接周波数帯を使用する無線局と同期していること、下隣接周波数帯を使用

(B) 2592.2MHz又は2592.5MHzの周波数の電波を使用する5MHzシステムの無線局及び2586.7MHz、2587MHz、2589.7MHz、2589.99MHz又は2590MHzの周波数の電波を使用する10MHzシステムの無線局
上隣接周波数帯を使用する無線局と同期していること。

(C) 20MHzシステムの無線局
下隣接周波数帯及び上隣接周波数帯を使用する無線局と同期していること。

〔(イ) 略〕

(ウ) 他の無線局への混信の防止

A 下隣接周波数帯又は上隣接周波数帯を使用する無線局との調整

下隣接周波数帯又は上隣接周波数帯を使用する無線局と同期していない場合は、下隣接周波数帯又は上隣接周波数帯を使用する無線局の免許人との間において、同期の確保、フィルタの追加、サイトエンジニアリングの実施、送信電力制御その他の方策により、有害な混信の回避について調整を行い、その合意がなされているものであること。

〔B～E 略〕

〔シ～セ 略〕

〔別紙(19)－1・別紙(19)－2 略〕

(20) 広帯域移動無線アクセスシステム(2575MHzから2595MHzまでの周波数の電波を使用するものを除く。以下この(20)及び第3の1(3)カにおいて同じ。)の無線局

〔ア～エ 略〕

オ 無線設備の設置場所等

(ア) 基地局及び陸上移動中継局の設置場所

〔A～C 略〕

D フェムトセル基地局（施行規則第15条の2第2項第1号及び第1号の2に掲げる

する無線局の免許人と送信電力制御等の調整を行い、その合意がなされていること及び屋外において航空機及び無人航空機等に搭載して陸上移動局を使用する場合は、下隣接周波数帯を使用する無線局の免許人と離隔距離の確保又は送信電力制御等の調整を行い、その合意がなされていること。

(B) 2592.2MHz又は2592.5MHzの周波数の電波を使用する5MHzシステムの無線局及び2586.7MHz、2587MHz、2589.7MHz、2589.99MHz又は2590MHzの周波数の電波を使用する10MHzシステムの無線局

上隣接周波数帯を使用する無線局と同期していること、上隣接周波数帯を使用する無線局の免許人と送信電力制御等の調整を行い、その合意がなされていること及び屋外において航空機及び無人航空機等に搭載して陸上移動局を使用する場合は、上隣接周波数帯を使用する無線局の免許人と離隔距離の確保又は送信電力制御等の調整を行い、その合意がなされていること。

(C) 20MHzシステムの無線局

下隣接周波数帯及び上隣接周波数帯を使用する無線局と同期していること、上隣接周波数帯及び下隣接周波数帯を使用する無線局の免許人と送信電力制御等の調整を行い、その合意がなされていること並びに屋外において航空機及び無人航空機等に搭載して陸上移動局を使用する場合は、上隣接周波数帯及び下隣接周波数帯を使用する無線局の免許人と離隔距離の確保又は送信電力制御等の調整を行い、その合意がなされていること。

〔(イ) 同左〕

(ウ) 〔同左〕

A 下隣接周波数帯又は上隣接周波数帯を使用する無線局との調整

下隣接周波数帯又は上隣接周波数帯を使用する無線局の免許人との間において、同期の確保、フィルタの追加、サイトエンジニアリングの実施その他の方策により、有害な混信の回避について調整を行い、その合意が原則としてなされているものであること。

〔B～E 同左〕

〔シ～セ 同左〕

〔別紙(19)－1・別紙(19)－2 同左〕

(20) 〔同左〕

〔ア～エ 同左〕

オ 〔同左〕

(ア) 〔同左〕

〔A～C 同左〕

D フェムトセル基地局については、無線設備の全部又は一部（空中線を含む部分に

ものを除く。)については、無線設備の全部又は一部（空中線を含む部分に限る。）の設置場所が屋内であること。

〔(イ)・(ウ) 略〕

〔カ・キ 略〕

ク 空中線電力の指定

空中線電力の指定については、次のとおりであること。

(ア) 基地局

電波の型式及び周波数ごとに空中線電力を指定するほか、次のA及びBの規定に基づき指定する。

A 基地局の空中線電力は、基地局が1のみの無線設備（送信機の製造番号を同じくするものごとに1の無線設備とし、2以上の無線設備が空中線を同じくする場合その他一体となって機能する場合は、これを1の無線設備とみなす。以下このクにおいて同じ。）を有する場合にはその無線設備の空中線電力、2以上の無線設備を有する場合にはそれらの無線設備の空中線電力のうち最大のものとする。

B 無線設備ごとの空中線電力は、各空中線端子における値の総和とする。

(イ) 陸上移動中継局

基地局と通信を行うもの及び陸上移動局と通信を行うもののそれぞれについて空中線電力を指定するほか、(ア)の規定は、陸上移動中継局について準用する。この場合において、(ア)中「基地局」とあるのは、「陸上移動中継局」と読み替えるものとする。

(ウ) 陸上移動局（中継を行うものに限る。）

基地局と通信を行うもの及び陸上移動局と通信を行うもののそれぞれについて送信に際して使用できる最大の値とする。

(エ) 陸上移動局(中継を行うものを除く。)

送信に際して使用できる最大の値とする。

〔ケヘス 略〕

〔(21)～(24) 略〕

〔2・3 略〕

4 その他

限る。)の設置場所が屋内であること。

〔(イ)・(ウ) 同左〕

〔カ・キ 同左〕

ク 空中線電力の指定

空中線電力の指定については、次のとおり指定する。

(ア) 基地局

1波当たりの空中線電力を指定する。ただし、送信ダイバーシチ又は空間多重技術を用いる無線設備であって、複数の増幅部を有し、これらが一体となって機能する場合は、次のとおり指定する。

A 全ての増幅部が常に動作するものにあつては、各々の増幅部の定格出力の総和の値（各々の増幅部の出力の総和を一定以下に制御する機能を有する場合には、当該機能により使用することができる空中線電力の最大の値）を指定する。

B 実装されている増幅部のうち、一部の増幅部が動作するものにあつては、当該増幅部の定格出力の総和の値とする。なお、動作する増幅部の組合せが複数ある場合は、当該組合せによる定格出力のうち、最大の値を指定する。

(イ) 陸上移動局（中継を行うものを除く。）

使用することができる空中線電力の最大の値を指定する。

航空機、無人航空機等に搭載して使用する陸上移動局（中継を行うものを除く。）にあつては、上空で電波を発射した場合に他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないようにするため、基地局からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局(キャリアアグリゲーション技術を用いて設備規則第49条の29第1項第1号ホ(1)又は第49条の29の2第1項第1号ホ(1)に掲げる無線局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該無線局を含む。)からの制御情報に基づき、空中線電力が必要最小限となるよう、上空での運用に最適な送信電力制御を行うことができること。

(ウ) 陸上移動中継局及び陸上移動局（中継を行うものに限る。）

増幅部の定格出力を指定する。

〔新設〕

〔ケヘス 同左〕

〔(21)～(24) 同左〕

〔2・3 同左〕

4 〔同左〕

〔(1)～(15) 略〕

(16) ローカル 5 G の無線局

ア 用語の意義

〔(ア)～(ホ) 略〕

(マ) 「単純反射板」とは、無線電中継装置であって、電波を増幅又は集約せず、反射により伝搬方向を変化させる装置をいう。

イ 電気通信業務用

〔(ア)～(オ) 略〕

(カ) 空中線電力の指定

空中線電力の指定については、次のとおりであること。

A 基地局

電波の型式及び周波数ごとに空中線電力を指定するほか、次の(A)から(C)までの規定に基づき指定する。

(A) 基地局の空中線電力は、基地局が 1 のみの無線設備(送信機の製造番号を同じくするものごとに 1 の無線設備とし、2 以上の無線設備が空中線を同じくする場合その他一体となって機能する場合は、これを 1 の無線設備とみなす。以下この(カ)において同じ。)を有する場合にはその無線設備の空中線電力、2 以上の無線設備を有する場合にはそれらの無線設備の空中線電力のうち最大のものを指定する。

(B) 無線設備ごとの空中線電力は、各空中線端子における値の総和とする。

(C) 使用する周波数に応じて次のとおり指定する。

a 4.6GHzから4.8GHzまでの周波数を使用する場合は、次の(a)又は(b)のとおり指定する。

(a) 北海道、新潟県又は石川県以外の地域に設置する場合は、14dBm/MHz以下の値とする。

(b) 北海道、新潟県又は石川県の地域に設置する場合は、0 dBm/MHz以下の値とする。

b 4.8GHzから4.9GHzまでの周波数を使用する場合は、28dBm/MHz以下の値とする。

c 28.2GHzから29.1GHzまでの周波数を使用する場合は、5 dBm/MHz以下の値と

〔(1)～(15) 同左〕

(16) 〔同左〕

ア 〔同左〕

〔(ア)～(ホ) 同左〕

(ホ) 「単純反射板」は、無線電中継装置であって、電波を増幅又は集約せず、反射により伝搬方向を変化させる装置のことをいう。

イ 〔同左〕

〔(ア)～(オ) 同左〕

(カ) 空中線電力の指定

空中線電力の指定については、次のとおり指定する。

A 基地局

1 波当たりの空中線電力を指定することとし、送信ダイバーシチ又は空間分割多重技術を用いる無線設備であって、複数の増幅部を有し、これらが一体となって機能するものは、次のとおり指定する。

(A) 4.6GHzから4.8GHzまでの周波数を使用する場合

a 北海道、新潟県又は石川県以外の地域に設置する場合

1 無線設備当たり14dBm/MHz以下の値とする。

b 北海道、新潟県又は石川県の地域に設置する場合

1 無線設備当たり 0 dBm/MHz以下の値とする。

(B) 4.8GHzから4.9GHzまでの周波数を使用する場合

1 無線設備当たり28dBm/MHz以下の値とする。

(C) 28.2GHzから29.1GHzまでの周波数を使用する場合

1 無線設備当たり 5 dBm/MHz以下の値とする。

する。

[削る]

[削る]

B 陸上移動中継局

空中線電力の最大の値を指定することとし、使用する周波数に応じて次のとおり指定する。

(A) 4.8GHzから4.9GHzまでの周波数を使用する場合は、次のa又はbのとおり指定する。

a 基地局と通信を行うものは、800mW以下の値とする。

b 陸上移動局と通信を行うものは、28dBm/MHz以下の値とする。

(B) 28.2GHzから29.1GHzまでの周波数を使用する場合は、次のa又はbのとおり指定する。

a 基地局と通信を行うものは、3.16W以下の値とする。

b 陸上移動局と通信を行うものは、5 dBm/MHz以下の値とする。

C 陸上移動局(中継を行うものを除く。)

空中線電力の最大の値を指定することとし、使用する周波数に応じて次のとおり指定する。

(A) 4.8GHzから4.9GHzまでの周波数を使用する場合は、200mW以下の値とする。

(B) 4.8GHzから4.9GHzまでの周波数を使用する場合は、800mW以下の値とする。

(C) 28.2GHzから29.1GHzまでの周波数を使用する場合は、3.16W以下の値とする。

D 陸上移動局(中継を行うものに限る。)

空中線電力の最大の値を指定することとし、使用する周波数に応じて次のとおり

(D) 全ての増幅部が常に動作するものにあつては、各増幅部の定格出力の総和の値(各増幅部の出力の総和を一定以下に制御する機能を有する場合にあつては、当該機能により使用することができる空中線電力の最大の値)を指定する。

(E) 実装されている増幅部のうち、一部の増幅部が動作するものにあつては、当該増幅部の定格出力の総和の値(動作する増幅部の組合せが複数ある場合にあつては、当該組合せによる定格出力のうち最大の値)を指定する。

B 陸上移動中継局

1 波当たりの空中線電力を指定することとし、送信ダイバーシチ又は空間分割多重技術を用いる無線設備であつて、複数の増幅部を有し、これらが一体となつて機能するものは、次のとおり指定する。

(A) 4.8GHzから4.9GHzまでの周波数を使用する場合

a 基地局と通信を行うもの

1 無線設備当たり800mW以下の値とする。

b 陸上移動局と通信を行うもの

1 無線設備当たり28dBm/MHz以下の値とする。

(B) 28.2GHzから29.1GHzまでの周波数を使用する場合

a 基地局と通信を行うもの

1 無線設備当たり3.16W以下の値とする。

b 陸上移動局と通信を行うもの

1 無線設備当たり5 dBm/MHz以下の値とする。

C 陸上移動局(中継を行うものを除く。)

[新設]

(A) 4.8GHzから4.9GHzまでの周波数を使用する場合

使用することができる空中線電力の最大の値を指定する。この場合において、200mW以下の値とする。

(B) 4.8GHzから4.9GHzまでの周波数を使用する場合

使用することができる空中線電力の最大の値を指定する。この場合において、800mW以下の値とする。

(C) 28.2GHzから29.1GHzまでの周波数を使用する場合

使用することができる空中線電力の最大の値を指定する。この場合において、3.16W以下の値とする。

D 陸上移動局(中継を行うものに限る。)

[新設]

指定する。

(A) 4.6GHzから4.9GHzまでの周波数を使用する場合は、250mW以下の値とする。

(B) 28.2GHzから29.1GHzまでの周波数を使用する場合は、200mW以下の値とする。

[(キ)～(サ) 略]

[ウ 略]

17) 自営等広帯域移動無線アクセスシステムの無線局

ア 用語の意義

[(ア)～(ヌ) 略]

(ネ) 「単純反射板」とは、無給電中継装置であって、電波を増幅又は集約せず、反射により伝搬方向を変化させる装置をいう。

イ 電気通信業務用

[(ア)～(オ) 略]

(カ) 空中線電力の指定

空中線電力の指定については、次のとおりであること。

A 基地局

電波の型式及び周波数ごとに空中線電力を指定するほか、次の(A)から(C)までの規定に基づき指定する。

(A) 基地局の空中線電力は、基地局が1のみの無線設備（送信機の製造番号を同じくするものごとに1の無線設備とし、2以上の無線設備が空中線を同じくする場合その他一体となって機能する場合は、これを1の無線設備とみなす。以下こ

(A) 4.6GHzから4.9GHzまでの周波数を使用する場合

a 基地局と通信を行うもの

1 無線設備当たり250mW以下の値とする。

b 陸上移動局と通信を行うもの

1 無線設備当たり250mW以下の値とする。

(B) 28.2GHzから29.1GHzまでの周波数を使用する場合

a 基地局と通信を行うもの

1 無線設備当たり200mW以下の値とする。

b 陸上移動局と通信を行うもの

1 無線設備当たり200mW以下の値とする。

[(キ)～(サ) 同左]

[ウ 同左]

17) [同左]

ア [同左]

[(ア)～(ヌ) 同左]

(ネ) 「単純反射板」は、無給電中継装置であって、電波を増幅又は集約せず、反射により伝搬方向を変化させる装置のことをいう。

イ [同左]

[(ア)～(オ) 同左]

(カ) 空中線電力の指定

空中線電力の指定については、次のとおり指定する。

A 基地局

1波当たりの空中線電力(設備規則第49条の28又は第49条の29に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局に限り、セクターアンテナを使用する場合にあっては、セクターアンテナごとの空中線電力の最大の値)を指定することとし、送信ダイバーシチ又は空間多重技術を用いる無線設備であって、複数の増幅部を有し、これらが一体となって機能するものは、次のとおり指定する。この場合において、設備規則第49条の28又は第49条の29に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局にあっては1波当たりの空中線電力は20W(20MHzシステムのもの)にあっては、40W)以下、第49条の29の2に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局にあっては送信装置当たりの空中線電力は20W(20MHzシステムのもの)にあっては、40W)以下、1波当たりの空中線電力は60W(20MHzシステムのもの)にあっては120W)以下の値とする。

(A) 全ての増幅部が常に動作するものにあっては、各増幅部の定格出力の総和の値(各増幅部の出力の総和を一定以下に制御する機能を有する場合にあっては、当該機能により使用することができる空中線電力の最大の値)を指定する。

の(カ)において同じ。)を有する場合にはその無線設備の空中線電力、2以上の無線設備を有する場合にはそれらの無線設備の空中線電力のうち最大のものとす
る。

(B) 無線設備ごとの空中線電力は、各空中線端子における値の総和とする。

(C) 20W (20MHzシステムのものにあつては、40W) 以下の値とする。

B 陸上移動局

空中線電力の最大の値を指定することとする。この場合において、設備規則第49条の29に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局にあつては800mW (基地局から陸上移動局 (中継を行うものを除く。) への送信 (陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。) を中継する場合にあつては、200mW) 以下の値、設備規則第49条の29の2に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局にあつては800mW (単数の空中線端子を用いた送信を行う場合にあつては400mW) 以下の値、設備規則第49条の29の2に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局 (中継を行うものに限る。) にあつては200mW (非再生中継方式による中継を行う場合にあつては、全搬送波の総電力とし、陸上移動局に対する送信と基地局に対する送信を同時送信可能な空中線電力が200mW) 以下の値とする。

C 陸上移動中継局

空中線電力の最大の値を指定することとし、陸上移動局と通信を行うものにあつては、Aの規定を準用する。この場合において、A中「基地局」とあるのは、「陸上移動中継局」と読み替えるものとする。基地局と通信を行うものにあつては、Bの規定による値とする。

[(キ)～(コ) 略]

[ウ 略]

[(18)～(20) 略]

(21) 26GHz帯 (25.8GHzを超え26.2GHz以下及び26.8GHzを超え27GHz以下) の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う無線局 (25.8GHzを超え26.2GHz以下の周波数の電波を使用する携帯無線通信を行う無線局を除く。)

[ア 略]

イ 25.8GHzを超え26.2GHz以下の周波数の電波を使用する公共業務用又は一般業務用の無線局

[(ア)～(ク) 略]

(ケ) 空中線電力の指定

空中線電力の指定については、次のとおりであること。

A 基地局

(B) 実装されている増幅部のうち、一部の増幅部が動作するものにあつては、当該増幅部の定格出力の総和の値(動作する増幅部の組合せが複数ある場合にあつては、当該組合せによる定格出力のうち最大の値)を指定する。

[新設]

B 陸上移動局

空中線電力は、設備規則第49条の29に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局にあつては800mW (基地局から陸上移動局 (中継を行うものを除く。) への送信 (陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。) を中継する場合にあつては、200mW) 以下の値、設備規則第49条の29の2に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局にあつては800mW (単数の空中線端子を用いた送信を行う場合にあつては400mW) 以下の値、設備規則第49条の29の2に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局 (中継を行うものに限る。) にあつては200mW (非再生中継方式による中継を行う場合にあつては、全搬送波の総電力とし、陸上移動局に対する送信と基地局に対する送信を同時送信可能な空中線電力が200mW) 以下の値とする。

C 陸上移動中継局

空中線電力の最大の値を指定することとし、基地局への送信空中線にあつてはBの規定による値、陸上移動局への送信空中線にあつてはAの規定による値とする。

[(キ)～(コ) 同左]

[ウ 同左]

[(18)～(20) 同左]

(21) [同左]

[ア 同左]

イ [同左]

[(ア)～(ク) 同左]

(ケ) 空中線電力の指定

空中線電力の指定については、次のとおり指定する。

A 基地局

電波の型式及び周波数ごとに空中線電力を指定するほか、次の(A)及び(B)の規定に基づき指定する。

(A) 基地局の空中線電力は、基地局が1のみの無線設備（送信機の製造番号を同じくするものごとに1の無線設備とし、2以上の無線設備が空中線を同じくする場合その他一体となって機能する場合は、これを1の無線設備とみなす。以下(ケ)において同じ。）を有する場合にはその無線設備の空中線電力、2以上の無線設備を有する場合にはそれらの無線設備の空中線電力のうち最大のものとする。

(B) 無線設備ごとの空中線電力は、各空中線端子における値の総和とする。

B 陸上移動中継局

基地局と通信を行うもの及び陸上移動局と通信を行うもののそれぞれについて空中線電力を指定するほか、Aの規定は、陸上移動中継局について準用する。この場合において、A中「基地局」とあるのは、「陸上移動中継局」と読み替えるものとする。

C 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）

増幅器の1波当たりの定格出力を指定する。

D 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）

送信に際して使用できる最大の値とする。

[(コ)・(サ) 略]

ウ 26.8GHzを超え27.0GHz以下の周波数の電波を使用する電気通信業務用の無線局

[(ア)～(オ) 略]

(カ) 空中線電力の指定

空中線電力の指定については、次のとおりであること。

A 基地局

電波の型式及び周波数ごとに空中線電力を指定するほか、次の(A)から(C)までの規定に基づき指定する。

(A) 基地局が1のみの無線設備（送信機の製造番号を同じくするものごとに1の無線設備とし、2以上の無線設備が空中線を同じくする場合その他一体となって機能する場合は、これを1の無線設備とみなす。以下(カ)において同じ。）を有する場合にはその無線設備の空中線電力、2以上の無線設備を有する場合にはそれらの無線設備の空中線電力のうち最大のものとする。

(B) 無線設備ごとの空中線電力は、各空中線端子における値の総和とする。

1波当たりの空中線電力を指定する。ただし、空間分割多重方式を用いる無線設備であって、複数の増幅部を有し、これらが一体となって機能する場合は、次のとおり指定する。

(A) 全ての増幅部が常に動作するものにあつては、各々の増幅部の定格出力の総和の値（各々の増幅部の出力の総和を一定以下に制御する機能を有する場合には、当該機能により使用することができる空中線電力の最大の値）を指定する。

(B) 実装されている増幅部のうち、一部の増幅部が動作するものにあつては、当該増幅部の定格出力の総和の値（動作する増幅部の組合せが複数ある場合には、当該組合せによる定格出力のうち最大の値）を指定する。

B 陸上移動中継局及び陸上移動局

増幅器の1波当たりの定格出力を指定する。

C 陸上移動局

送信に際して使用できる最大の値とする。

[新設]

[(コ)・(サ) 同左]

ウ [同左]

[(ア)～(オ) 同左]

(カ) 空中線電力の指定

空中線電力の指定については、次のとおり指定する。

A 基地局

1波当たりの空中線電力を指定する。ただし、送信ダイバーシチ又は空間分割多重技術を用いる無線設備であって、複数の増幅部を有し、これらが一体となって機能する場合は、次のとおり指定する。

(A) 1無線設備当たり5dBm/MHz以下の値とする。

(B) 全ての増幅部が常に動作するものにあつては、各々の増幅部の定格出力の総和の値（各々の増幅部の出力の総和を一定以下に制御する機能を有する場合に

<u>(C) 5 dBm/MHz以下の値とする。</u> B 陸上移動中継局 <u>空中線電力の最大の値を指定することとし、陸上移動局と通信を行うものにあつては、Aの規定を準用する。この場合において、A中「基地局」とあるのは、「陸上移動中継局」と読み替えるものとする。基地局と通信を行うものにあつては、Cの規定による値とする。</u> [削る] [削る] C 陸上移動局（中継を行うものを除く。） <u>空中線電力の最大の値を指定する。この場合において、3.16W以下の値とする。</u> D 陸上移動局（中継を行うものに限る。） <u>空中線電力の最大の値を指定する。この場合において、200W以下の値とする。</u> [削る] [削る] [(キ)～(ス) 略] [エ 略] [第3 略] 第4 包括免許関係 1 電気通信業務用 (1) 携帯無線通信を行う特定無線局 携帯無線通信（26.8GHzを超え27.0GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。以下この(1)において同じ。）を行う特定無線局の審査は、第2の1の16に定める基準のほか、次の基準により行う。 [ア～ケ 略] コ その他 [(ア)～(エ) 略] <u>(オ) フェムトセル基地局（施行規則第15条の2第2項第1号及び第1号の2に掲げるものに限る。）の免許に際しては、電波法第104条の2の規定により、「この無線局は、2,700MHzから3,400MHzまでの周波数の電波を使用する無線局からの有害な混信に</u>	は、当該機能により使用することができる空中線電力の最大の値）を指定する。 <u>(C) 実装されている増幅部のうち、一部の増幅部が動作するものにあつては、当該増幅部の定格出力の総和の値とする。なお、動作する増幅部の組合せが複数ある場合は、当該組合せによる定格出力のうち、最大の値を指定する。</u> B 陸上移動中継局 <u>1 波当たりの空中線電力を指定することとし、送信ダイバーシチ又は空間分割多重技術を用いる無線設備であつて、複数の増幅部を有し、これらが一体となつて機能する場合は、次のとおり指定する。</u> <u>(A) 基地局と通信を行うもの</u> 1 無線設備当たり3.16W以下の値とする。 <u>(B) 陸上移動局と通信を行うもの</u> 1 無線設備当たり5 dBm/MHz以下の値とする。 C 陸上移動局（中継を行うものを除く。） <u>使用することができる空中線電力の最大の値を指定する。この場合において、3.16W以下の値とする。</u> D 陸上移動局（中継を行うものに限る。） [新設] <u>(A) 基地局と通信を行うもの</u> 1 無線設備当たり200mW以下の値とする。 <u>(B) 陸上移動局と通信を行うもの</u> 1 無線設備当たり200mW以下の値とする。 [(キ)～(ス) 同左] [エ 同左] [第3 同左] 第4 [同左] 1 [同左] (1) [同左] [同左] [ア～ケ 同左] コ [同左] [(ア)～(エ) 同左] [新設]
--	---

<u>対して、保護を要求してはならない。」とする旨の条件を付すものとする。</u> 〔(2)～(16) 略〕 (17) 広帯域移動無線アクセスシステムの特定期間無線局 広帯域移動無線アクセスシステムの特定期間無線局の審査は、第2の1(20)(地域広帯域移動無線アクセスシステムにあつては、同1(19))に定める基準のほか、次の基準により行う。 〔ア～ケ 略〕 コ その他 <u>フェムトセル基地局（施行規則第15条の2第2項第1号及び第1号の2に掲げるものに限る。）の免許に際しては、電波法第104条の2の規定により、「この無線局は、2,700MHzから3,400MHzまでの周波数の電波を使用する無線局からの有害な混信に対して、保護を要求してはならない。」とする旨の条件を付すものとする。</u> 〔(18)～(22) 略〕 〔2～4 略〕 〔第5 略〕	〔(2)～(16) 同左〕 (17) 〔同左〕 〔同左〕 〔ア～ケ 同左〕 〔新設〕 〔(18)～(22) 同左〕 〔2～4 同左〕 〔第5 同左〕
備考 表中の〔 〕の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。	

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和 年 月 日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和10年3月31日までに免許の申請が行われた無線局の空中線電力の指定については、この訓令による改正後の平成13年総務省訓令第67号別紙2第2の1(16)コの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。